

第十九回 参議院建設委員会會議録第二十五号

(四九二)

昭和二十九年四月十五日(木曜日)午後一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
島津 忠彦君
赤木 正雄君
小笠原三三男君
田中 一君
木村福八郎君

國務大臣

愛知 揆一君

政府委員

経済審議庁 松尾 金藏君
調整部長 南 好雄君
建設政務次官 石坂 二朗君
建設省計画局長 渡江 操一君
事務局側

説明員

常任委員 菊池 瑾三君
常任委員 会専門員 武井 篤君
建設省計画局 都市計画課長 鶴海良一郎君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○土地区画整理法案(内閣送付)

○委員長(深川タマエ君) では只今より建設委員会を開会いたします。
愛知経済審議庁長官が御出席でございます。木村委員御質問下さい。

○木村福八郎君 御承知のように住宅金融公庫法の一部改正案を審議しておりますが、この法案の内容に對する質疑は又ほかの担当大臣に質問いたしますが、その前提となる基本的な住宅政策について、経済の総合的な企画と運営、そういうものを担当しておられる愛知経済審議庁長官としての立場から御答弁をお願いしたいと思います。それで愛知大臣も御承知のように、住宅政策は自由党の非常に重要な政策になつておるわけです。それで前にですね、これは二十八年度の予算を審議するに際しても、向井大蔵大臣は二十八年度の予算の編成に關する基本方針並びに予算の大綱を説明するに當つて、国民生活の現状について見るに、衣食についてはおおむね充足を見て来たのでありますが、住宅についてはまだ相當不足しておると、そういう点に鑑みて民生安定政策の重点の一つを住宅政策に置く、こういうふうに説明しておるのです。当時愛知大臣は大蔵省の次官をやつておられたと思う。従つてこのいきさつについてはよく御承知と思うので、自由党の政策の非常な重点を

置く政策として住宅問題が取上げておるわけです。ところがですね、今度の二十九年度の予算を見ましてもですね、住宅政策は逆転しているわけですね。この前十三日の日に、緒方副総理に住宅政策について意見を聞いたところ、衣食はどうやら足つたが、住宅に重点を置くという基本方針には變りはないという御答弁であつた。併しそれが具体的な裏付として出て来ていない。具体的な裏付としては、この予算の説明書にありますが、全体からいつても住宅の戸数、建設戸数は二十八年度十二万一千五百六十戸から四万四千六百戸に減つてゐるわけです。全体の住宅建設計画からいつても、特にこの住宅金融公庫法の適用を受ける一般住宅については四万五千から三万戸に減つてゐるわけです。これは私は住宅政策としてはむしろ後退であつて、政府がこの民生安定の重点を今後住宅政策に置くと言つたことは非常に矛盾してゐるわけですね。こういう点について経済審議庁として、二十九年度予算の裏付としての総合的経済政策を立てるときにどういふようにお考えになつていたのか、その点お伺いしたいのです。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今お話を通り昭和二十八年度の予算編成のときには、特に当時の向井大蔵大臣がこの住宅問題というものを非常に熱心に取上げられたわけでありまして、又自由党といひましたも、政策の大きな一つとして掲げておられますことは今お話を通りでございます。ところがその次も

又お話を通りでございます。二十九年度の予算の上におきましては、金額においては住宅政策関係の経費は大体二十八年度と同額であります。即ち三百九十九億に對して三百九十四億という事で、金額の上においてはさしたる開きはないのであります。戸数として一応考えますところは、十三万四千七百六十戸に對して十一万五千八百八十戸という計算になり、特に住宅金融公庫の一般住宅においては四万五千戸から三万戸になるという事は御指摘の通りでございます。この限りにおいて住宅政策が一步後退したじやないかという御意見がありますが、こういうような御批評を受けることは止むを得ないと思つております。私もいたしましては、勿論住宅政策は大政である、何とかしなければならぬといふ基本的な考え方を變えてゐるのではないことは、緒方副総理が申上げの通りであります。予算の全体につきまして、緊縮予算といふことをやらざるを得ないという考えから、できるだけ住宅政策費を削減することはやめたいといふ、その努力は大いにいたしましたのであります。その結果において戸数等においては、この計画において減つておるといふことは、これは私としても残念に思つてございませう。

なお御参考まででございますが、民間の資金によるといふゆる自営住宅が、大体二十八年度は十六万戸できたと想定されておりますが、まあこの関係は、今年度におきましてはそれよりは一万戸ぐらゐ上廻るのではなからうかというふうにも考へておるわけでございます。

それからいま一つは、この点も非常に御意見のある点だと思つております。が、予算の今申しました金額と戸数の関係は、一応ほかの予算と同じように、予算編成の當時において従来通り見通された物価を基準にいたしておりますから、我々の物価引下げ政策というよりなものが具体的に進行して参りますれば、その単価との関係においては、戸数の計画上或いは実績上の開きが出て来るという事は当然予想されることかと思つております。それがどのくらいになるかといふことはまだ精細には計算いたしておりません。

○木村福八郎君 私、さつき後退と言いましたが、實際を見ると後退というよりも、むしろ増加率が減つたというよりも、絶対的戸数が減つてゐるのです。そこで今いふゆる自営住宅です。これは二十八年度十六万戸ぐらゐで、二十九年度は一万戸ぐらゐ上廻ると言われましたが、仮に一万戸上廻るとして、大体経済審議庁あたりでは住宅の自然消耗といふものか、一カ年どのくらいそういうものがあると御覽になつておられますか。例えば火事で焼けた風水害でこわれたりですね、そういうこの自然消耗ですね。

○國務大臣(愛知揆一君) 大体三十万戸程度と押えてゐるのであります。が、今ここに持つて来たつもりでしたら、

細かい内容の集計がございませんから、あとで一つ又御説明いたしたいと思ひます。

○木村福八郎君 それはまあ全体の……、一般住宅としては大体五万戸ぐらいと見られてゐると思うのです。大体この二十八年に四万五千戸計画したら、これが大体その程度に匹敵すると思うのです。それで二十八年度四万五千戸一般住宅を建設するにしても、それが大体自然消耗をカバーする程度であつて、一カ年百万以上殖えて行く人口に対するその住宅をカバーするという対策にはならないわけですよ。そこでこの住宅公庫法は、一般大衆に文化的で健康的な住宅を与えるという建前になつていますが、これはもう党派とか何とかいうものを離れて、今後の日本として重大な問題だと思ふのです。それで経済審議院あたりは総合政策を立てる場合に、緊縮政策だからこの住宅についても平均的にやはり予算を緊縮して行くというふうな簡単な考えではいけないと思ふのです。住宅問題は自然消耗でさえ今度においては漸く自然消耗程度はカバーしてゐる。二十九年度は三万戸では到底自然消耗さえカバーできない。二万戸ぐらい私は自然消耗よりへつこむと思ふのです。それで自営住宅は仮に一万戸殖えたとしても、まだ私は自然消耗はカバーするに足らない。そうすると人口増加に対する住宅政策は全くないということになるのです。そうするとこれまで自由党は住宅政策をいゝゆる経済安定政策の重要な一環として取上げて来たということは、これはやめるべきであつて、そんなことを

を言ふた義理にやないと思ふのです。ですからどこが本当に、愛知君なんか相当なものを誠実に考えられる方ですから、党派というものは、そういうものは別にして、これは真剣に私は考えなければ大変なことになると、そういうふうに、特に私は今日愛知君に来てもらつて質問してゐるわけですが、その点今後どういふふうにして行くつもりか、今後の問題について伺つておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申上げた通りでありまして、私も住宅政策が後退してゐるじやないかとおつしやれば、これは兜を脱いでゐるのであります。御指摘の通りだと思ふのです。ただ同時に、日本の住宅問題というものは、余計なことかも知れませんが、私はいろいろ交渉ごとや検討の際にも、この現在の住宅の消耗の率、或いは戦前に比較したしまして、例えば一人当たりがどれだけの畳数を以て生活をしてゐるかというふうなことに就いての實質的な比較などは、如何に国民生活の現状、上面だけは向上してゐるように見えるけれども、こういう点に實質上の非常な国民生活の疲弊の度合が反映してゐるというところは、対外的におきまして最もよきこれは説明材料である。言ひ方は悪いのですが、そういう点も十分私としては深刻に考へておるつもりでございまして、先ほども申しました通り、住宅もそうでありまして、他の面におきまして一つ一つとつてみますと、やりたいことはたくさんあるのですが、辛うじて總計の金額において現状を……二十八年程度を維持したということが二十

九年度予算編成の際においての精一ぱの我々の努力であつたということをも、卒直に申上げてゐるわけでありまして、これから一体どうするかということでありまして、これは申すまでもございせんが、これから申すのは何とか一つ工夫をしてこれを伸ばして行かなければならぬと考へておりました。そういう点で更に私どもは、積極的に政府全体の意向ということに申上げられなかつたと思ひますが、公営住宅の建築についても、いわゆるコンクリート・ブロック作りというものを原則にして、それで一面においては消耗度を低くする、耐久度を長くする。長い目で見て経済的にやつて行きたいというふうな点を中心に行きまして、これからの対策を考へて参りましたと思ひます。

それからなお木材、それからセメントといったようなものは、私の見解を以てすれば、他の物資に比べて比較的価格を低める努力がやりやすい面もあると思ふのでありまして、こういう点については、この年度経過中においても、年度の進行中におきましても特に努力をいたしたいと思つております。

○委員長(深川タマエ君) 速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 速記をつけ下下さい。

○委員(木村福八郎君) 速記をつけ下下さい。成るべく時間を費さないでやりたいと思ひますが、今値段の点、価格の点を言われましたが、それは愛知君と僕は今後の物価の見通しについては、全然じやないのですけれども、相当意見の違いがあるので

す。殊に建築材料については、最近卸売物価が多少下つたと言ひますけれども、最近非常に高くなつてゐるのは建築材料です。今後物価政策によつて建築費が下ると思つたらそれは僕は違ふと思ふのです。例えば最近の経済審議院で調査したものを御覧になればわかると思ひます。食糧と建築材料が著しく上つております。そういう点にもやはり住宅政策の欠陥があるのです。が、そう簡単に今後下るまいと思われ

ます。又、セメントなんかは我々は独占価格が形成されてゐると思ふのです。これはいつも建設委員会の問題にされるのですが、これは公共事業費全体にも大きな関係があるわけですよ。これなどについても通産省としてはこのセメントの値段が不当に高いということについては何かこれは手を打つ必要があると思ふのです。明らかに独占価格ですよ。そういう点についてはやはりこれも、今セメントなんか下けたいと言われましてけれども、こういうふうに独占価格が形成されて下げて行くか、その建築材料の価格の方

向、これについてお言葉がありましたけれども、実際下げられて行く自信があまりになるのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 例へばセメントについては今お述べになりましたような状態であるということを前提にして私は下げやすいと申上げたわけでございます。これは非常に複雑な物価構成の恰好には……、これは私見なんです。が、なつておらんやうであります。私セメントが独占価格と言ひ切れ

るかどうかは別にいたしまして、私自身は政府のやり方或いは業界の協力

によりまして、先ほど申上げた通り比較的取扱いやすい問題だと思つております。私自身としては、セメントの価格の将来については、これを下げてもらふということに政府側として要請するに相当の根拠を以て要請ができるものであるというふうに考へております。

○木村福八郎君 住宅公庫法によると、実際問題として前に見返り資金から住宅資金を廻しておつた。今度MSAのいわゆる援助との関係ですが、あの一千万ドルの小麦輸入、これは邦貨換算約三十六億、これの使途ですが、これは愛知君が向うへ行つて交渉された経緯もあるのです。これをそういう見返資金みたいな住宅のほうに廻すという努力をどうしてされなかつたか。そういう工夫を考へてみたのかどうか、こういう点は今後可能であるかどうか。聞くところによれば、西ドイツは五十万戸ぐらいの住宅建設にアメリカの援助資金を廻した、こういうことな

に考へてございませうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はこの三十六億の問題については、いろいろ俗な言葉で言へば船頭が多くてまだ結論がはつきり出てゐないのであります。併しその考へ方として私の考へ方を申上げますと、現在国会で審議をして頂いておる三十六億の贈与分については私はちよつと住宅までには行き得ないと思つております。と申しますのは、千万ドルの贈与分というものは、必ずしも多くないということが一つ、それから二十九年度の保安庁自体として発注が確実に見込まれてゐるものと、それからアメリカ等の域外発注が

確實と認められるもの、この両者に對する二十九年度中の所要の設備資金だけでも三十六億を要するわけでありまして、これは外貨の獲得という面からいたしましても、是非一つ二十九年度で発注確定のものは国内で消化をしたいと思ひます。そういう關係もありまして先ほど申しましたように額が全体として多い額でもありませんから、先ずやはりこの金は主として直接防衛關係の部面の設備資金ということに考へて行かざるを得ない、こういうふうには私は今考へて計画を作つておるわけでありませう。

それから今後の問題であります、これは只今御指摘の通りで、西ドイツもそうでありまして、それからオランダ等におきましても随分いろんな方面にこの種の資金は使われております。来年度……米會計年度の来年度ということになります、七月以降の計画としてだけだけのものを、日本がいわゆる過剩農産物を買ふことにしたらばいいであらうか、又そのうちでどれだけ多くの贈与分を期待することができようであらうか、そういうことが期待される場合においてどういふ方面にこれを考へることにしたらいいであらうかという点については、実は只今の千万ドルとは別個に、相当只今お話になりましたような点や、他の外国に對する關係などをよく見まして、日本にとつてはできるだけ有利なやり方をするようにしたいと考へるわけでありませう。これは私の私見でございますが、アメリカも過剩農産物を擲して困つておる国でありますから、こちら日本側の立場に立ちましてこれに對して協力というか、買付をやると同時に、その取引

によつて起るであらういふ問題については、できるだけ日本側に有利になりますように、一つ強く交渉と言ひますか、話合ひを進めて行きたいものであるというふうに考へております。

○木村福八郎君 私には政策全体を考へる場合に一貫してないと思ひます。先ほど愛知君が自由黨の住宅政策としては、やはり衣と食はどうやら足つて来たから住に重点を置くと、こういうことを言われたが、それならアメリカから過剩小麦を買ふ代りに、いわゆる住宅政策にそんなに重点を置くというなら、衣と食よりも住のほうにおいてそういう援助というものを考へるべきだと思ひます。ところがどうやら足りて来たというその食のほうに重点を置いて、それでまあ過剩小麦を買ふ。勿論二十八年度は災害などもありましたが、そういう政策がどうも一貫してないと思ひます。時間がありませうから、議論になるので……愛知君は兎を脱いでいるので、その政策の欠陥をただ認めただけでは意味がないので……

最後にまあ時間がないからお尋ねいたしますけれども、木材の対策です、これについて今度は通産省としてどう考へるか。御承知のように大森林資源六十億ですか、伐採可能二十四億石と言われて、最近では一億石くらい過伐というのですか、この分で行くと二十九年くらいでなくなるのではないかと。まあ薪炭についても問題があると思ひます。最近ソ連の木材ですね、沿海州、樺太の、木材の問題は相當具体化しているのですよ。この問題について通産省はどういうふうな今考

考へておられるのですか、伺つておきたい。

○國務大臣(愛知一君) 先ほどのお話の中にどうやら食は足りた云々というお話がありましたが、これはまあ申すまでもございせんが、念のために申し上げておきますが、昨年度はいわゆる食糧の相當な不作で、そのために食糧の緊急輸入も相當やらなければならなかつた状況であつた。その際にたまたま五千万ドル相當の過剩農産物という問題が起りましたことを私どもとしてはうまくこれに結付けたつもりなんです。今五千万ドルの分については、住宅の政策が、先ほど来申し上げておりますように、一歩後退したかの感があります、これに直接に結付けることは困難であるというのを念のために申添えておきます。

それから木材の輸入問題であります、これは木材の關係は、まあ所管から言へばむしろ農林省の關係でありませうが、經濟審議庁或いは通産省の立場におきましては、木材の輸入という点についてはいさゝかの数字的な希望の観測や見込がございませう、只今のところ私はできるだけ多くのものをスミーズに輸入することに努めたいと思ひまして、現在までさして大きな実績は挙つておりませうけれども、できるだけ努力は続けたいと思つております。

えになりますか。

○國務大臣(愛知一君) 私は別の機会でも申し上げたと思ひますが、中共貿易にしても、いわゆる東西貿易にいたしましても、できるだけこれは經濟問題として多きを期待したいというところを考へております。ただ中共の場合につきましても、國連協力であるとか、或いは東西貿易については國交が回復していかうかという点にいろいろ／＼な障害があるわけでありませう。或いはいろいろ／＼の考慮をしなければならぬ面もありませうけれども、通産省の立場ということから申しますれば、只今申し上げましたような木材以外の物資についても日本に足りないものが有効適切に且つ安く入るといふことであれば、これを私どもとして歓迎してもよいと思ひます。

○木村福八郎君 木材を輸入する場合、石炭と一緒に輸入しなければならぬという場合、樺太にはアメリカ炭よりもむしろ質のいい石炭がある。その場合若し樺太から輸入すれば、トン当たりですと運賃は四ドル半くらい節約できるわけですね。これをやはり今三百萬トン輸入しているのを全部これを切替へるといふことは、それは勿論でできないでしょうが、やはり十萬トンでも二十萬トンでもこれを切替へれば運賃はトントン四半ドル半節約すれば、非常にこれは國際收支の上からいつても重要な問題だと思ひますが、そういう点はどうなんですか。

あ石炭というふう具体的に御指摘になりますと、石炭については国内としても相當問題がございませうから、今こゝで石炭は幾らでもいゝとまでは申し上げかねると思ひますけれども、考へ方としては私は結構だと思ひます。

併しこれは申すまでもございせんが、私も現在の政府といたしましては、例えばソ連との間に國交が回復してない。或いは我々の基本的な政治的な立場において十分考慮しなければならぬ。いろいろ／＼の條件等守らなければならぬ線があると思ひますが、その限りにおいては經濟的にはできるだけ円滑に取引したいと思つております。

○木村福八郎君 参考のために聞きたいが、アメリカ炭を輸入するのは、アメリカは民間会社ですか、どういふ会社から輸入しておるのですか。その具體的なことを伺いたいです。それは占領中にも輸入しておりましたが、占領後においてはどういふ形で、アメリカのどういふ会社からどういふ契約で輸入しているのか、そういう点を……

○國務大臣(愛知一君) その点は今日用意して参りませんでしたから、別の機会に政府委員から御説明いたします。それからもう一つ附加して申し上げたいと思ひますが、例えば石炭の問題については、従来開採炭なら開採炭というものは私も非常によいものだと思つておりましたが、必ずしもこれが灰分その他の關係で最近必ずしもよくないらしいのであります。そういう点は石炭自体の問題として、各炭種或いは日本の必要とするもの、いろいろ／＼な点から詳細にこれは科學的に検討しなければ

なるまいと思ひます。

○木村八郎君 それは僕もよく知つておる。メトリ計算からいつてあるのです。それだからできないというふうな狭く考えないで、これも又僕は日中貿易のほうの関係としていろいろお考え願わなければならぬと思うものがあるのです。例えば機械を輸出する場合の条件によつてうまくカバーができるとか、例えば塩とソーダの関係のようないふこともあり得ると思う。中国から塩を安く買入れる代りに苛性ソーダを向うに安く輸出できるというふうな、そういうことも可能であると思うのです。これはまだ鉄鋼連盟あたりとも協議する段階にありますから、その点についてはただそれだけで困難だから努力しないというわけではないと思うのですが、大臣のお話も、この点はまだ打開するという熱意の下にそういう困難を克服する、という形で御考慮願ひたいと思ひます。殊に樟太のものについてはこれは非常にいいメトリの石灰がある。非常に多くではないけれども、或る一部にはあるということを開いておられますから、そういう点も考慮願ひたいと思ひます。

最後にこれはまあ時間が来ましたが、答弁要りませんが、今後やはり住宅政策についてはまだ、総合対策の一環としても本格的に私は考えなければならぬ。住宅政策のスタートだつて本当にまだできていないと思うのですよ、全体ですね。それから住宅建設もつとやるべきであるし、住宅問題は御承知のように文化、教育面に重大な関係があるのですから。で、消費水準なんかの審議の統計を見て、あの消費水準だけでは本当に生活

は向上したと言ふことはできない。そういう生活環境、特に住宅についてはそれが実質的に、質的にも量的にも殖えて行かなければならない。先ほどまあ御質問したように、自然消耗でさえもカバーできない。今後増加人口に対しては全く住宅対策なしと、こういう状態があることは認められたのですから、経済審議院は総合的に対策を考える立場においてもつと真剣に取り組んで頂きたい。そうでないと具体的に予算面を見たところでは、政策は全然変らんと言つても、実際は後退ではない、逆転なんですよ。これは私は認識の程度を……認識の問題にあると思うのですよ。こういう点は他の大臣でやはり認識不足の人があつたら、愛知君よくこれはあれして、僕は党派的な問題じゃないと思ひます。これはもう非常に大きな、今後一年たてば重大な問題になつて来ると思ひます。そういう意味で一つこの点十分力を入れて、これは意見ですから、これで私はまあ一応終ります。

○國務大臣(愛知揆一君) 誠に御尤もで、只今のお話は一つ十分、遅ればせではございますが、御趣旨を体して考へたいと思ひます。

それからさつきのお話の中の中共貿易等に関する問題であります。実は今日も禁輸品目を相当緩和発表いたしましたし、それからこれは手前みそになつて恐縮であります。先ほど御指摘の塩と苛性ソーダの問題、その他私就任以来でも随分話が進んで来たように思ひますが、私としても積極的に努力いたしておるつもりであります。私、私はフランクに一つお

受取りたいと思つております。それじやどうも有難うございまして。午後二時五十一分速記開始

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時五十一分速記開始

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め下さい。

この際、お諮り申し上げます。石井委員の理事辞任に伴い理事が一名欠員になつておりますが、この互選の方法如何いたしませう。

○島津忠彦君 只今の理事の互選は、成規の手續を省略いたしましたして、委員長に一任するの動議を提出いたしました。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 只今の島津委員の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。それでは私より石井委員を理事に指名いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め。只今より土地区画整理法案を議題にいたします。逐条審議に入ります。

三ページの第一章の第一条から、第一条について御質疑ございせんか。

○田中一君 局長に伺ひたいのです。が、曾て都市計画法に基く清算金の問題で、原則は、都市計画そのものの原則は、清算が済まなければそれに対する支払をしないということになつておつたのを、たしか五万円未満のものならば扱つてもいいという改正をした

ことがあつたように記憶しておるのですがそれは今の第一条の第二ですね、国債証券云々というものと関連はないわけですね。

○政府委員(渡江操一君) 只今御質問の点は土地区画整理法施行法の一の一項の二号を指しておるのだらうと思ひますが、関係ございせん。

○田中一君 そうすると国債証券であるといふことは、曾てこういうようなことが補償関係のほうにあつたわけですが、戦災都市の国がやる事業の場合に、金がなかつたら国債を出すといふことのその法律を廃止するといふことなんでしょうか。

○政府委員(渡江操一君) これは国庫補助に相当するものを国債証券で出すといふことでありますが、その国債証券を金銭の代りに出すといふことをやめる、こういうことであります。

○石井桂君 前回の質問になつたことですが、土地区画整理事業の最小限度は前回の御答弁で一千坪くらい、一番小さいやつが……。そういう話があつたのですが、それより小さいやつはないのですか。

○政府委員(渡江操一君) 従来の実績ではそれ以下のものはございせん。

○石井桂君 例へば駅前広場というようなところで区画整理事業をやるときにもそういうことはございせんか。

○政府委員(渡江操一君) 駅前広場のものは広さは一千坪以下ということでは当然考えられると思ひますけれども、併しきような場合におきましては

区画整理の施行される地域は一千坪以下の場合には従来の実績ではございせん。

○木村八郎君 この間要求したのですがね、第一条に関連して「健全な市街地の造成」についての方針ですよ。それから今の実情について資料的に説明して頂きたいと思つたのですが、資料ができませんでした。

○政府委員(渡江操一君) 前回の委員会の際に御質問等ございまして、一応それに関連して資料は用意いたしましたのでお配りすることにいたしましたのでありますが、只今お話がございましたからそれに対する建設省の考え方を申述べさせていただきます。

土地区画整理事業の従来の実績は、大正九年以降約三億万坪、年平均にいたしまして一千万坪程度を履行いたしました。ただ併ししながらここ数年間の実績はやや減少いたしました。成つてゐるわけでありまして。

お話を土地区画整理事業の今後の運用方針をどうするかということでありまして、土地区画整理事業を行う大部分の場合は、これは土地区画整理事業が独立して行われるという場合よりも、むしろ都市計画事業と関連して行われる場合が多いというふうな想定いたされまして、従つてこれは健全な市街地造成、即ち都市計画事業、都市計画、これをどういうふうな持つて行き方をするかということによつて土地区画整理事業の行き方ということもおのづから變つて来るのではないかと、うふうに想像されるわけでありまして。

それではまあ一応都市計画事業との関連における土地区画整理事業の今後の行

は、併しきような場合におきましては

き方というのを申しわけでありましたが、然らばその元になる都市計画が如何なる方法で国としては重点を置いて行かなければならぬかというのをもう一方申上げなければならぬと思ひます。これはこの委員会でも何回か御質問ございましたことでもございまして、現在直面上にござりまする一等大きな問題は、この都市における人口の過度集中という問題を如何に解決するかというところが都市計画の一つの大きな問題になつて来ているわけでございます。御承知のように今後日本の国内人口は昭和三十一年以降におきまして一億をも超える場合も想定されるわけでありまして、それらの人口の、何といひますか、地域的な密度ということになつて参りますと、おのずからこれは農村の人口収容力の限度から申しまして、当然都市に集中するであらうというところが想定せられます。具体的な問題といたしまして、町村合併促進法等によりまして市制を布かれる地域が急激に殖えているような状況でございます。そして、それらから考えますと、そういう意味合いにおきまして都市計画の策定は今後最も急速に急がれるのではないかと。従つてそれに対応する区画整理事業というものがおのずから重要視されるということになつて参るであらうと思ひます。で同じ都市の地域内の場合といたしまして、都心部と郊外地との都市計画の立て方についてはおのずから今言つたようなことを前提として考へてみましても、いろ／＼區別して考へて行かなければならぬ。端的に申しますと、都心部の都市計画としては立体的な都市計画のほうに移行するよりはかに方法はございませ

せん。建物が順次高層化したしまして、堅牢化する関係からいたしまして、おのずからこれは立体化して、地下を利用する、或いは建物の高層化によつて土地の高度利用を図るということになるわけでございます。郊外地の場合は、その点から申しますと、むしろ将来宅地化するであらう地域の、或いは街路を整備いたしますとか或いは上下水道を整備いたしますとか、駅前、駅附近を整備いたしますとか、それからそれに応じます用途地、住宅専用地区或いは商業地区、そういうような用途地区を明確にいたしますとか、さういふ比較的既成市街地の場合よりも、今後市街地化する建前におきまして、都市計画をそういう何と言ひますか、新たな観点で新たな構想の下に立てて行くということが考えられると思ひます。差当り問題になつておりますのは東京都等を中心といたしまして衛星都市の問題が一つ大きな問題になつております。これも今申しました既成市街地外の都市計画という問題の一面として考へて行くべき問題ではないかというふうな考へております。都市計画の以上のような方向が区画整理事業の方向を裏付ける、かように考へておるわけでございます。

○政府委員(渋谷操一君) ここに公共施設をあとで道路、公園、広場等の例を挙げておきますが、その意味で例えて言へば区画街路の新設、或いは従来公園がなかつた地区に対する公園の新設、こういったことが含まれております。

○石井桂君 例へば二、三万坪の新らしく住宅街を作るといふような場合が起る場合には、この中には必要な小学校とか或いは給水、排水施設とか、それから上下施設とか、そういうものも考えられると思ひます。そういうものはないのですか。

○政府委員(渋谷操一君) 只今お述べになりましたところ／＼な施設の種類のなかで、いわゆる公共施設の範疇に属するものは公共施設の新設につきましては換地処分をいたします場合の特別処分、即ち軌道用地とか下水であります。只今お話があつた中で或いはそれに相当する表現が謳つていないかも知れませんが、準公共的な施設と認められるものの取扱ひについては換地処分の特例としまして九十五条の規定を適用することによつて解決して参りました。かように考へておる次第であります。

○石川榮一君 只今第二条の「公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進」、これはこの両方を目録としておるようでございますが、第五項の「この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう」とあります。特に大都市における寺院共同墓地、国立学校、公立病院というふうなものも私どもは都市計画の面からも考へておると思ひますが、こういうものが散在しておる。これがために宅地の利用に非常に障害を来している事例がたくさんあるのであります。特に共同墓地のようなものは、東京都内におきましても随分大きな部面を有しているようでありまして、こういうふうなものも宅地の造成並びに公共施設のほうにひつからめましてこの対象にし得るようなことを考へてはいなかつたのですか。特に私どもは戦時下における東京都のあの戦況等を考えますと、寺院、共同墓地或いは学校というふうなものはなるべく郊外のほうがよいと思ひます。市内に置くべきものでない。これは今まであつたから仕方がないけれども、これらのものに目を著けないと、本当に宅地の高度の利用というものは行われないのじやないかと思ひますが、これらの点もお考えになつておりますか。

○政府委員(渋谷操一君) この区画整理事業の中で公共施設乃至は只今お話にありましたような学校用地その他の取扱ひの問題でございますが、一つには区画整理事業で以てそういう用地を確保したいということが、従来の区画整理事業を行なうための一つの目的として考へられておつた。それを宅地利用増進と公共施設の整備改善、こういう形で相照応して謳つていふような、目的として謳つていふような状況でございますが、併しお話のように一般の宅地の換地その他の方法と別の意味におきまして、或いは現在の宅地をむしろ高度利用する意味においてさうな公共施設を郊外地に移すとか、そういうふうな考へ方につきましては、これはむしろ換地の具体的な操作の方法に

おいて解決するよりはか方法がございませぬ。即ち郊外地に共同墓地或いは学校用地を、これは通例私どもはこれを飛び換地と申しておりますが、郊外地の施行地区外の所に飛び換地として求めて行く、共同墓地の新しい候補地を求めて、従来までのさうな施設のところをむしろ宅地化のほうに充當して行く。現在も戦災復興事業等でありさういふ事例もありませんが、さういふ換地計画の運用の方法において解決して行くより仕方がない、かように考へております。

○田中一君 第二条の第二項、これは現在でも都市計画区域と指定した中に海もあり、池もあり、入海もあるということなんですか。それをやる場合には、この事業に包含されるのだということ、これは農林省の埋立、干拓、その他のものは法律で優先するということになるのです。干拓その他というものはどういふことになるのですか。

○政府委員(渋谷操一君) この土地区画整理事業の中に埋立事業或いは干拓事業というものが入る場合も想像されるわけでございます。さうな場合における埋立事業或いは干拓事業の根拠と申しますか、それにつきましては別途公有水面埋立法、その他事業法の適用を受けることは勿論のことであると思ひます。

○田中一君 二条一項の「都市計画区域内」、都市計画決定区域といふものの中ということですか。その中の土地区画整理事業を行うということになつておりますから、今の入江とか海とかいふものはこの中に指定されたものだけというのですか。他の関連法規とはどう

いう関係になるかということをお願いしたい。

○政府委員(浜江操一君) 勿論都市計画決定区域内ということでありませう。

○三浦辰雄君 七項ですが、七項の借地権のところなんですが、これは総括質問のときにもちよつと私はお聞きしてみたのですが、この七項によると借地権というものを借地法にいう借地権だとここに定義しているわけですね。

であれば建物の所有を目的とする地上権、借地権、こういうことに限定するわけなんです、そのほかのいわゆる土地について権利、例えば使用貸借契約に基づく土地使用権或いは又家代々の借地権があればそういうもの、土地の賃借権、こういったような一般の土地の、建物の所有を目的とするのではない地上権、こういうものはここでまた特に排除して明らかにしているわけですね。この意図は、土地の区画整理事業を実施しようという場合一人、個人計画者、あとから出て参りますが、そういうところの土地の所有者又は借地権者というふうになつていますのに関係して、つまり区画整理施行者にはさせないんだ、ほかの権利者というものは、こういうような意図があつてのことなんです、その点はこういうことなんです。

○政府委員(浜江操一君) この借地権の定義、又この借地権をどのように定義をいたした結果の効果ということに御質問が触れているわけでございますが、借地権をこの借地法にいう借地権、即ち建物の所有を目的とする借地権に限定している。これは目的にはおのずから健全な市街地の造成ということに関連して借地権の範囲をそういう

ふうと考えておるわけでありませう。たゞ土地の利害関係者という意味におきましては、お話のように建物の所有を目的としない他の借地権というものも考えられ得るわけでありませう。そこでその借地権のかような定義の効果といひまして、この法律の上に現れて来る結果でございますが、それはお話の通りに施行主体になり得るかなり得ないか、これは確かに借地法にいう借地権、その他の借地権との間の一つの差別になつておるわけでございます。

○三浦辰雄君 差別というものはそれだけですか、効果……。

○政府委員(浜江操一君) それだけと考へて行くのは如何かと思ひますけれども、先ず第一点の大きな違いは借地権、ここに言つておる借地権者でなければ施行主体にならない。つまり借地法にいう借地権者でないものについてはこれは施行主体の仲間入りはききません、こういうことははっきり申し上げることができると思ひます。

それからなおそれと一つ、全体的に申上げられることは、借地法にいう借地権とその他の借地権との間にはおのずからこの借地法にいう借地権を引用している。従つて権利の申告等におきましては、借地権の代表者を仮に選ばなければならぬという場合におきましては、さような限定された借地権者に権利の申告を求め、こういうふうなことはそれ、規定をいたしておるわけでございます。

○三浦辰雄君 これは確かに法律の後を見ればそういうふうに規定しておることはわかる。そこでこれは借地法の問題みないなものですけれども、これを引用したからにはここで一応明らか

にしてもらいたいと思ふのだけれども、建物の所有を目的とするこの限定された借地権ここに広場がある、それは一体建物所有を目的としたものなりや然らざるものなりやということによりて、この区画整理をする場合において発議者になれるか否かということ、実際問題として大きな問題になるのです。

この空地があつた、これは借地法による土地なりやそうでない土地なりや、この問題は実際問題となると非常に大きい問題が出て来ると思ふのです。これについては一体どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(浜江操一君) これは借地法自体の運用の問題とも関連するわけでございますが、実体はこの当事者の借地契約の内容によつてこれはその借地法の適用を受けるべき借地権になるかどうかを認定することになつておるわけでございます。

○三浦辰雄君 まあそうであれば実際問題として、建物を所有する目的であるとの間にこの土地の賃貸をするという契約がはつきりしておればこれはいいのですよ、あなたの言う通り、そうでない場合は法律的に言うとき非常な疑義がある、その場合は恐らくそうですが、それじゃこれは借地法にいう借地権に当りますというところで、やはり一応事業計画者になることはお認めになるかならうかというところによつて、場合が多いだらうと思ふのです。その点についてはどういふふうにあつたのか。ほかにこのことを規定しておるところもあつたやないやうです、この機会に……。

○政府委員(浜江操一君) この施行者となるために申請して来た当該借地権者これが果して借地法にいう借地権者であるかどうかということ結局認定する際の問題になるわけですね。これは私が只今申上げましたように当該借地権者の持つておる根拠となつておる所有者間の契約、これを基礎として先ず判断する、これはまあ当然のことであらうと思ふのですが、それを誰が認定するかということ結局なるわけですね。ましては、この個人施行者の場合におきましては、或いは組合施行の場合におきましては、これは個人施行と組合施行の場合にいずれにしても問題になるわけですが、その際における当事者の申告、即ち計画の内容、或いはこの事業計画を提出した際の申告等を基礎にいたしまして知事が判定をする、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

○三浦辰雄君 まあそんなことにならうと思ふのですが、併せて六項です、ここに於いて宅地というものを定義しておるわけですね。四ページののしるの六項、今の議題になつておる二条の中の六項、この宅地をここで定義されておるわけですね、この定義に従つて、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外は皆宅地だ、と言つておるんです。ところがこの都市計画区域内の土地であつて、いわゆるいふところの土地種目における宅地でない土地があるわけですね。そのいわゆる土地種目の宅地というものとこの定義する新しい宅地というものととの関連はどういふふうにお考へになつていたか。これは取扱ひ如何によつては土地種目との関連がや

はり問題になると思ふのですが、これはどういふふうにお考へですか。

○政府委員(浜江操一君) ここに宅地の定義の範囲に入りますものは地目の如何にかかわりません。即ち宅地の適用を受けたいものは国有地或いは公有地と、それ以外のものは地目の如何にかかわらず宅地と取扱ひ、こういうわけでありませう。恐らく市街地化しておるところについてはそういう問題は都市計画の区域内でありましてはないと思ふのでありますが、地目上の宅地とこの法律にいう宅地との食い違い、これは山林とか或いは農耕地とかいつたようなもので実態はありながら、この法律では宅地扱いになる、こういう例が想定されると思ひます。

○田中一君 昨日お伺ひした借地権の中です、あれはどうなつておりますか。ちよつと先に行きますが、八条の場合に、権利を証明するには登記を以てそれを証明するということになつております、この法律では、地上権といひます、借地をしておつても、それを登記すれば特別な地上権者となるわけですね。けれどもおのおの登記しないのが通例です。従つてその場合、それも例えば昨日の答弁では、前回の委員会の答弁では、何か証拠書類があればそれを認めるというのです。併し地主がよくあるのですが、値上げをしようと思つてから料金を取らないのですよ、決定された宅地料をね。で供託する場合、それはどう認めるか。それからもう一つ、今度は悪意で不法占拠しながら、どうも書類上の約束がなすね、それがそこに一定の料金を供託するという場合にどう認定して、そ

○政府委員(浜江操一君) この施行者となるために申請して来た当該借地権者これが果して借地法にいう借地権者であるかどうかということ結局認定する際の問題になるわけですね。これは私が只今申上げましたように当該借地権者の持つておる根拠となつておる所有者間の契約、これを基礎として先ず判断する、これはまあ当然のことであらうと思ふのですが、それを誰が認定するかということ結局なるわけですね。ましては、この個人施行者の場合におきましては、或いは組合施行の場合におきましては、これは個人施行と組合施行の場合にいずれにしても問題になるわけですが、その際における当事者の申告、即ち計画の内容、或いはこの事業計画を提出した際の申告等を基礎にいたしまして知事が判定をする、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

○三浦辰雄君 まあそんなことにならうと思ふのですが、併せて六項です、ここに於いて宅地というものを定義しておるわけですね。四ページののしるの六項、今の議題になつておる二条の中の六項、この宅地をここで定義されておるわけですね、この定義に従つて、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外は皆宅地だ、と言つておるんです。ところがこの都市計画区域内の土地であつて、いわゆるいふところの土地種目における宅地でない土地があるわけですね。そのいわゆる土地種目の宅地というものとこの定義する新しい宅地というものととの関連はどういふふうにお考へになつていたか。これは取扱ひ如何によつては土地種目との関連がや

はり問題になると思ふのですが、これはどういふふうにお考へですか。

○政府委員(浜江操一君) ここに宅地の定義の範囲に入りますものは地目の如何にかかわりません。即ち宅地の適用を受けたいものは国有地或いは公有地と、それ以外のものは地目の如何にかかわらず宅地と取扱ひ、こういうわけでありませう。恐らく市街地化しておるところについてはそういう問題は都市計画の区域内でありましてはないと思ふのでありますが、地目上の宅地とこの法律にいう宅地との食い違い、これは山林とか或いは農耕地とかいつたようなもので実態はありながら、この法律では宅地扱いになる、こういう例が想定されると思ひます。

○田中一君 昨日お伺ひした借地権の中です、あれはどうなつておりますか。ちよつと先に行きますが、八条の場合に、権利を証明するには登記を以てそれを証明するということになつております、この法律では、地上権といひます、借地をしておつても、それを登記すれば特別な地上権者となるわけですね。けれどもおのおの登記しないのが通例です。従つてその場合、それも例えば昨日の答弁では、前回の委員会の答弁では、何か証拠書類があればそれを認めるというのです。併し地主がよくあるのですが、値上げをしようと思つてから料金を取らないのですよ、決定された宅地料をね。で供託する場合、それはどう認めるか。それからもう一つ、今度は悪意で不法占拠しながら、どうも書類上の約束がなすね、それがそこに一定の料金を供託するという場合にどう認定して、そ

○政府委員(浜江操一君) この施行者となるために申請して来た当該借地権者これが果して借地法にいう借地権者であるかどうかということ結局認定する際の問題になるわけですね。これは私が只今申上げましたように当該借地権者の持つておる根拠となつておる所有者間の契約、これを基礎として先ず判断する、これはまあ当然のことであらうと思ふのですが、それを誰が認定するかということ結局なるわけですね。ましては、この個人施行者の場合におきましては、或いは組合施行の場合におきましては、これは個人施行と組合施行の場合にいずれにしても問題になるわけですが、その際における当事者の申告、即ち計画の内容、或いはこの事業計画を提出した際の申告等を基礎にいたしまして知事が判定をする、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

れをどう判定するかということですが。
○政府委員(波江操一君) まあこの當事者に権利の争いがありまして、併し借地料その他の供託によつて借地権分としては権利の主張をしたい、こういう場合が今御質問になつた場合であらうと思ひます。でこの對抗する、借地権者たることを第三者に對抗し得る証明方法として必ずしも登記だけに限定いたしてはおりません。この前申し上げましたように借地契約或いは借地料の地主側の受領証書、こういったようなものも一つの証明資料として借地権者たることを對抗することは可能であると思ひます。ただ今御質問になりましたような供託によつて借地権者たることを對抗しようということになりますと、そのこと自体は今當事者間に係争中の一つの、言つてみれば係争中の關係に置かれておるわけで、従つてそういう關係であればこそ今供託によつて権利の主張を借地権者としてやる、さういふ建前になつておるのです、さういふ場合におきましてはこれは對抗条件として果してとり得るかどうか、むしろ私は否定的に考へて行きたい。こういうふうに考へております。

ただそれはなにか事業遂行が困難だと思ふのです。それを何か円満にやるような方法は考へられてないのですか。
○政府委員(波江操一君) 非常にむづかしいケースであると思ふのでございませう。で端的に申し上げますと、もう少しその問題については今後の運用方針としていろいろ検討してみたいと思はれておるのです。で私は否定的と申し上げましたのは、少くとも積極的にそれを肯定する、供託があつたからといって借地権者として對抗できるのだということを肯定することは非常に困難であらうと思ふのであります。裁判の結果を以て初めて権利の確定をしようという段階になつてゐるものを、その取扱ひとしてそれを借地権者として認める取扱ひをするかということにとつて行くことは非常に困難であらうと思ひます。併しその借地権の借地料云々については、これは係争中でありまして、建物の登記、その他供託になつてゐる取扱ひ以外の方法によりまして、まあ例へて申し上げますが、今思ひ付いたようなことでございませうが、建物の登記なりさういつたことで對抗条件を別個に出す、こういうことであればこれに対する解決の途もおのづから出る、その程度のことを考へておるのであります。

とそれは借地権があるとみなさざるを得ないというふうなことになると思います、どうですか。
○政府委員(波江操一君) 御質問に対して私は或いは見当違いになつてゐるかも知れませんが、只今のは不法占拠によつて建物を建てた、こういうことであらうすれば、仮に登記がありましてもその登記の前提行為である、つまり権利者の主張する実体そのものは不法に基く占拠でございませうから、登記がありましても、それを以て對抗できないことはこれは当然のことであると思ひます。

ツクすのできなかつたことがあつた、制限していたから。併し今は自由に建てられる。地主の承諾書がなくとも建てられる。さうして本建築をしてしまつて保存登記をする。その認定の仕方が、バラックならば認めなければ、本建築ならば認めないということがあらうですね、さういふケースがやはり。さういふものが親切に何かの形で以て説明されないとこの事業はたつた借地権一つの問題を取上げてはならないか推進できないのではないかと申すのです。

やないかというふうにも思ふ次第なんです。
○田中一君 そうすると結局話合がつかない場合、不明確な場合は強権で以てやろう、さういふことなんですか。
○政府委員(波江操一君) 個人施行ではできない、一つの条件が付いて……、少くともこの法律の現在までのこの規定の方法におきましてはそれに対する全然途がないかということ、その確定方法をもう一歩進める方法はないかということでありませう、私としてはさういふ場合における一つの手段としてもさういふ方法があるということをお申し上げたわけでございませう。

○田中一君 終戦当時のどさくさで以てさういふ今私が申上げたようなケースはたくさんあるのです。けれどもさういふものがあつて、それを否定できないのです。併し今の立案者の考へ方としては、それを否定的な考へ方を持たれるということになりますと、さういふ人がいる場合にはその区画整理ができなかつた、従つて個人じやできません。それから国でもできません。それから市町村がやる場合でもその部分

○田中一君 現在新築をする場合、今までたしか昨年の六月だと思ひましたけれども、それまでは地主の承諾書が必要だつたんですよ。それが最近地主が承諾しなくても、地主の承諾書がなくとも新築ができるようになったんですよ。今言つたように保存登記なり何かして不法占拠をして建築をする。さうしてそれを登記してしまふ。さうする

○田中一君 いや、不法占拠であるかどうかというふうな前提よりも、例へばお婆さんが掘立小屋なら掘立小屋を建ててもいいと言つたから、主人の許可を受けないで建てた。現に建築中のものを見ますというさういふものが今まであつた。さういふような悪質なもの、或いは不用意な、解決のできなかつたようなスラム街を何とかきれいにしようというのがこの区画整理の本質だと思ふのです。従つてさういふものが明らかにならなければ、解決の途が見出されないとこれはできないのです。これはあなたの言つたように本年度になつてから三百万坪しかできなかったというところも、今まで終戦後累積した最後の悪いものが残つておるんですね。ですから私はさういふ点がある少くも明確にならなければ、やはりさういふ法律を作つても実際の施行者はやりにくいもの、じやないかと思ふのです。さういふものは現在たくさんあるんですよ。さうしてバラックは許したと、それを本建築にした。曾つては地主の許可がなければ本建築ができなかつた。バラ

○政府委員(波江操一君) 今スラム街その他の問題がお話に出ましたわけですが、成るほど個人施行或いは組合施行という施行主体を、これはやはりその土地の権利者中心に動かして行くさういふ従来は建前であつたわけでありませう。この法律としては、全体の立て方の上で御注意願ひたいと思ひます。これは、個人施行、組合施行、それから公共用体の施行、行政庁施行というものをかなり弾力性を持たしてやり得る方法を考へた。まあつまり個人施行をやれない場合初めて行政庁施行が出るという形ではございませう、個人施行をせよとよりやることを認めておられますけれども、或いはこの不良住宅地区、スラム街のごとき問題については、これはまあいづゆる都市計画法の適用或いは土地地区面整理事業の徹底、さういつたものと相待ちましてこれは行政庁施行に持つて行つてもよろしい。地元市町村がそれを行うというところでもよろしい。つまり権利者の権利確定が非常に不明確でわからないという場合にはさういふ方法も、法の運用として考へて行つてもいいのじ

○田中一君 そうすると結局話合がつかない場合、不明確な場合は強権で以てやろう、さういふことなんですか。
○政府委員(波江操一君) 個人施行ではできない、一つの条件が付いて……、少くともこの法律の現在までのこの規定の方法におきましてはそれに対する全然途がないかということ、その確定方法をもう一歩進める方法はないかということでありませう、私としてはさういふ場合における一つの手段としてもさういふ方法があるということをお申し上げたわけでございませう。

です。それを強権で、それじや組合施行に出ないで、地方公共団体がやつちやおうとか、或いは行政の下でそれをやつちやうのやつとくどくで……なぜ私が個人のやつとくどく言うかという、個人の分だけ十分にやつて行けば、あとは組合の部分の質疑もなか／＼案に行つちやうと思ふのです。無論、ましてや市町村の場合、行政の場合でも同じような条件の手続でやつていけるものですからくどく何うのすけれども、もう少しそれを権利の所在をはつきりつかむような方法はこの法律の上で以て盛り上げることができないかどうかということなんです。

○政府委員(浜江操一君) 田中委員のお話になる点は、結局土地区画整理事業の便利のためにこの最終的な権利の確定ではないけれども、別に確認する方法がないかということに結局お話の要点は尽きようであります。このために今の土地収用法の斡旋委員会の例等を出されましたが、これとこの施行者の範囲をきめる権利確定の問題とはやや趣きが違ふようであります。違ふようであります。併しかなり第八條の規定から見ても、その点についてでは但書のほうで弾力性を持たしてあるつもりであります。即ち先ほど申し上げましたように、その権利を確認する方法を、いわゆる対抗し得る証明書その他、かなりこれは今後の運用として考えられるじやないかという点で、先ほど借地の受領証書、或いはあとで申し上げます借地権の申告、これは登記、未登記の借地権というようなる申告制度も認めております。そういう方法においてできるだけ権利を確認し

得る方法を登記以外にも求めようという努力は払つておるつもりなのであります。それをもう一歩進めようというところにつきましては、これは土地区画整理法の中でそこまで問題を解決するということとは、私はかなり困難ではないかというふうに思つております。

○田中一君 私は三条、四条、五条、六条、七条、まではもうこれでいいです。若しほかにあれば……

○委員長(深川タマエ君) それでは二条はもう他に御質疑がないようでございますので、三条に移ります。

○田中一君 私は三条、四条、五条、六条、七条までは昨日から大体伺つたから私はそこまではいいのです。ほかの方御質疑があれば……

○三浦辰雄君 三条の四項をちよつとお伺いしたいのですけれども、この四項のいわゆる行政施行の場合、これは建設大臣の、ここに書いてあるように「計画決定区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情に因り急務を要すると認められるもの」を、都市計画事業として、都道府県知事又は市町村長に施行させることがでける。こゝういふふうになつておるわけですね。「施行させる」ことができると。「この意味はどうなんですか。元来なら建設大臣みづからやると。ここだかという意味が非常に濃厚なんですか。ここにはみづからやる場合とそれらの地元に施行して、公共施設との関連でやつたほうがいいという場合は直接にやる、その他の場合はこれらをやらしめることができる、やらしめる」ということは、国の観点から見て、国の関係に重大なる関係があるから、

これは建設省みづからやるべきだが、これは併し今度実施の便益を考えると、県知事或いは市町村長にやらせると、こゝういふ意味なんですか。

○政府委員(浜江操一君) この四項の趣意は、お話の通り建設大臣がやるべきものという意味は、国の事務として行うべきものであるという考え方をとつておりまして、それを都道府県知事或いは市町村長に機関委任をして行わせる、こゝういふ趣意を表わした次第であります。

○三浦辰雄君 そうであるとすればちよつと飛びますが、関連してですが、六十三ページのいわゆる第四節、建設大臣、都道府県知事及び市町村長がやる場合の、六十六条のところに行つて、この書き振りをみると、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、第三條第四項、今のところでは」「規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては」「云々」とあつて、「市町村長は、その施行規程及び事業計画について都道府県知事の認可を受けなければならぬ」が、知事さんはさういふような事業計画をここに受けなくともよろしいわけですか。この点はどこかに或いは明らかにしたのか、わかりませんが、これだけを見ますと何か国に重大な利害関係があるから行政に特別に命令してやらせるといふにもかかわらず、その事業計画等の内容が何か建設大臣と離れちやつてい

る。これは行政運用でやると言えはそれまでです。併しいやしくも町村長については知事さんの認可を得なければならぬと縛つておきながら、まして府県知事にやらせる問題には、市町村長がやるよりもつといる／＼国の利害

に重大な関係がある。その中でもつと濃厚さがあると思うのです。それなのにそれについては何か縛るといふと語弊がございしますが、国の観点から見た重要な因子を否定する関係を謳つていない。何かそこに私は腑に落ちないところがあるので御質問したいと思ひます。

○政府委員(浜江操一君) 御尤もな質問でございます。これは私は逐条説明のときに落したかも知れませんが、第五章の監督、百二十二条でございす。区画整理事業の一般につきまして都道府県知事は、これは個人施行の場合でありまして、これは公共団体等が施行する場合でありまして、その認可につきましては更に上級官庁としての建設大臣の認可を設計につきましては受けなければならぬというふうにしてはしております。その二項におきまして、特に都道府県又は都道府県知事が事業計画を定める場合につきましては、建設大臣の認可を受けなければならぬ。輕微なもの以外についてはすべて認可事項にする、こゝういふ建前をいたしております。それによりまして今御質問になりました土地区画整理の事業計画、これについては建設大臣が認可をする、こゝういふ建前になるわけでありす。

○三浦辰雄君 一応辻褄が合つたようなものであれども、建設大臣が必要として認めた、つまり上から下つた大きな親船、その親船に基いて細部計画を立ててやるのだらうが、それととも誰が認可するかというところに一応しぼつていけば一応筋は通るけれども、何

かはかのほうを見ると、四項で、国の利害に重大な関係があるものと云つておりながら、出だしはなか／＼堂々たるものだけれども、あとのところへ行つて大体知事任せ、市町村任せという、これは書き出しとの関係において少しびんと来ないから伺ひましたが、わかりました。

○木村龍八郎君 それに関連してですが、「災害の発生その他特別の事情」というのはどういふことが具体的ににあるのですか。

○政府委員(浜江操一君) これは災害の発生はその結果として急務を要するということとは当然であると思ひますが、それ以外に特別の事情と申しますのは、公共施設の整備を急ぐ或いは河川の改修を急がなければならぬ、道路の開設を急がなければならぬ、こゝういふ特別の事情がある場合を想定したわけでございます。

○木村龍八郎君 公共施設の整備を急ぐということですね、それが結局そこまでは質問することは杞憂かも知れませんが、やはり防衛計画あたりと関連があるようなことはこれは予想されてはいないのですか。これからの都市防衛とかいふ／＼なさういふことは、「その他」の中には全然予想しておられないわけですか。

○政府委員(浜江操一君) この法律としてはそれだけを予想して考へてゐるわけではございせんけれども、防衛計画とかさういつたような問題が出て、それは事実急務を要するという事態があれば、この法律の適用としてはさういふものを急務を要する土地区画整理の事業の認定として取上げるといふことは必ずしもないといふことは断

場合にやむわけでありませう。数人共
同いたします場合に、数人がどのよう

費、事業費その他の点について齟齬がありますれば、やはり経済的基礎がな

地の技術的基準で、やはり袋跡地を認められているようなことを、これは技

は、確知することができない理由を記載した書面を添えて、第四条に規定する

る権利者を確知し得る段階があつた

という場合におきましては、それ／＼その段階における関係権利者として同意を得るという取扱をこの規定としたしましては要請いたしております。例えて申しますれば九十一ページの八十八条の一項におきまして、換地計画の認可申請につきまして八条の規定を援用いたしております。で、この換地計画の認可申請の段階と、それから当初の施行認可の段階と、期間的にその間に権利者の通知をし得る段階になつた場合におきましてはさような取扱が考えられるというふうに思つております。

それからもう一つ附加さして頂きたいと思ふことは、関係権利者の意見提出というのを重要な事業計画の設定の事前行為といたしまして、或いは換地計画の決定の事前行為としましてそれ／＼規定をいたしておりますので、さような方法において通知できない権利者の保護を確保できるというふうに考えております。もうこれは、今後段に申上げました点は組合施行以上の段階のときのことです。

○三浦辰雄君 私それらがちゃんと載つてゐることがわかつてゐる。二十一条に縦覧の規定もあるし、以下ある。一人又は二人というの個人施行のときです。個人施行のときにさういつた借地権以外の権利者が、悪意に考えればこれは切りがないけれども、或いは悪意の場合も含む、その場合の借地権以外の権利者の、いわゆるものを言う期間が個人事業の場合には何もありませんというふうな条文では思はれたものです。どうも個人のと看にはない、一人又は二人のときにはない、つまり個人

人のときにはない、この点はどういうふうに考えられますか。

○政府委員(荒江操一君) その点は確かに御指摘になりましたように、この仮に施行する権利者がその権利を持つておる対象地区内に通知できない権利者があつたということになつた場合には、確かにお話をうなことが考えられるわけでありまして。ただこれは直接法律論にはなりません。けれども、一応所有者としても或いは借地権者が施行主体になります場合に於きまして、個人施行の場合におきましては施行区域と申しますか、土地区画整理事業の範囲の対象となる土地もおのずから限定されることになると思ひますし、さういふ関係からいいたしまして、その当該土地における使用収益権者の範囲と申しますか、につきましても大体確定し得るのが前提になるのではないかと、さういふふうに思つております。併しそれにしても、なお且つこの事業進行中における確定し得ない状況がその後において確定し得るような状況になつた場合の処理といたしましては、先ほど申上げましたようなことによつて手続を尽すというところでこの法律としては解決するよりはかに方法はな

い、さういふふうに考えて規定しております。

○三浦辰雄君 それはさつきのお話の換地とか何とかいふのですが、換地とかさういふものは、私は戦後相当に土地についていろいろと複雑な権利があるんですから、そこで多少まとまつた土地の所有者乃至は借地権者がこれが出たのを機会に施行者になつてしまつて、さうしてここにいうところのもろもろの他の借地権以外の権利者を、

何というか、体よく面倒にさせて泣寝入をさせて行くように悪用される場合があつては殊に気の毒だ、さういふふうな考えだものだから、この点がはつきりされないといふんですけれども、もう少し進行してからもう少し質問することに、一応……。

○石井桂君 ちよつと関連して……今の二項の同意を得られないときは、少くとも何パーセントくらいまでで以て認可するんですか。同意を得られない人が一人とか二人、十人のうちに二人までならば押切つてしまふとか、いろいろの標準があると思ふんです。

○政府委員(荒江操一君) 同意を得られないむしろ理由のほうを重要視しておるわけでありまして、得られない相手方の数がどの程度であるかということよりも、むしろその同意を得られなかつた理由、それは当然得られなかつた正当な理由があるかどうかということによつて判定をして行く、さういふ考えでおります。

○石井桂君 私はこれを質問いたしましたのは、いろいろ駅前の一つのグループの区画整理の例が随分あるのです。さうして非常に相談に來られて気が付くのは、設計が素人が見ても非常にまずい、これは力のある人は無理に換地したんだなあとさういふ感じが

あるんです。さういふのが随分あるものなんです。一人や二人ならば押切つてしまふのか、細かく理由を聞いて判断してやるのか、さういふことを聞くためにお聞きしたんです。

○政府委員(荒江操一君) 駅前広場等

以上の方法によるであらうと想定されるわけでありまして。その場合における換地計画、或いはその前提となる設計これにつきましては所要の手続はそれとすることにいたしておりますが、殊に特定の権利者の専断と申しますか、さういふ形で行われるということ

を防止する方法をできるだけ講ずることといたしております。このことは一例としてリコール制の問題も申上げました。それからそれ／＼の事業計画の縦覧ということも申上げましたわけでありまして、なお、地元のもの、権利者の代表者による審議の上で決定をする。その委員につきましては、専断に亘るような場合の防止手段としてリコール制をとる、これで解決を図らうと、さういふ考え方でありまして。

○石井桂君 大変よくわかりました。

○委員長(深川タマエ君) 第八条に対しては質疑はお残りございませんね。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) それでは第九条に進みます。

○田中一君 九条の三号に「市街地とするに適當でない」といふのは、都市計画地域、例えば東京、これは資料をもらいましたが、これで見て「適當でない地域」といふのはどういふ所を指すのですか。

○政府委員(荒江操一君) 例えて申しますれば、建築物を制限しておる緑地地域或いは農地としての保全を要する地域、さういふたようなことを考えておるわけでありまして。

○田中一君 さうすると都市計画区域外を言つてゐるのですか、内でもそれは言ひますか。

○政府委員(荒江操一君) 都市計画区

域内でもございまして。

○田中一君 それが個人の土地の場合でも、さういふ緑地帯と指定した場合に、それは当然できないことになるんですか。

○政府委員(荒江操一君) その通りでございます。

○田中一君 さうするとこの市街地といふものの考え方ですがね、どのくらい

の広さと、どのくらいの条件を、緑地帯は無論いけな、その緑地帯といふものは、緑地帯と指定したものを言つてゐるのであつて、個人の持つてゐる屋敷の中に相当大きな山も森林もこの区域内にあるという場合もありまして。さういふものが勝手に緑地帯と指定している場合が現在あります

か。

○政府委員(荒江操一君) これは都市計画上の用途地域の取扱ひとして指定をいたしておりますので、お話をさういふ、その所有関係が一人の所有であるとか、さういつたようなことに限定されている場合は少いと思ふのであります。緑地帯にいたしまして、これは都市計画法による相当広大な地域を指定をいたしておるわけでありまして、一つの所有者の宅地内における特別な、市街地としてはいけない地域といふものをとつておるような場合はないんではないかと考えます。

○田中一君 それは例えば蘆花公園、誰の知りませんけれども、仮に徳富家のものとするならば、あれはどういう指定になつておりますか知りませんが、例えば蘆花公園の例をとつても……。

○政府委員(荒江操一君) まあ今蘆花公園のお話が出ましたけれども、これ

はいわゆる都市計画上の公園とか、或いは史蹟とか、そういうたような土地として指定されておるかどうか、それは実態がわかりませんと何とも判断いたしかねますが、いずれといたしましても、この取扱としましては、そういう場合においては、これはやはりここに言う「市街地とするのに適当でない地域」という中には入らない。具体的に調べてみないとわかりませんけれども、私の考え方は必ずしも「市街地とするのに適当でない地域」と言えるかどうかという問題であらうと思ひます。

○田中一君 そういうことは好ましくない、市街地にするのは個人の所有であつても、それをその個人が今度は開放する。開放する場合に、何となく、史蹟としても指定されてない、緑地とも指定してない。併し財政上自分はどうしても困るからそれを誰かが買って、これを市街地としてそこに宅地を造成しよう。そういう場合好ましくないというのを言われても、別の措置で指定してしまひますか、それとも……

○政府委員(荒江操一君) ここに言つておられますのは「市街地とするのに適当でない地域が施行地区に編入されていること」ということを言つておられるのであります。

○田中一君 そうです。

○政府委員(荒江操一君) なお御参考のために申し上げておきますけれども、例えば学校用地が入つておる、或いはその中に公園用地が入つておるという場合も勿論指定されるわけでございますが、これは換地上の特例扱いということがあつて問題になるわけでありま

す。それが何と申しますか、全体の市街地化に、区画整理をやる事業の目的に施行地区全体として考えられるものかどうかという点については、これは別個に判断すべき問題だと思ひます。私どもの考えとしては、ここではつきり緑地として指定された地域或いは農地保全地域というような場合を明らかに想定しておるわけですから。

○田中一君 池袋の豊島小学校ですね。運動場がうんと広いので、真中に、あそこをすつと繁華な市街地にする。あそこは運動場を二つに割つて道路を作るのに非常にいいという場合でも随分反対もあつた。ああいう場合には、小学校が運動するのには、例えばそこは小学校の適地じゃないということからしてあそこをどこか脇へ持つて行くのが優先するのだから、どつちなんです、ああいう場合は。例えばこの法律で以一応そういうものは明らかに特別扱いするということとはこの中にありますね。こういうものが別にその認定がどおらのほうに優先する認定をするかということなんです。

○政府委員(荒江操一君) 前段に申し上げましたように、これは都市計画上の問題になると思ひます。都市計画上の用途地域というのを私どもは重要視して申上げてゐるわけなんです。従つて池袋のあの周辺地区が都市計画上どういう地域として取扱われてゐるか、その問題でおのづからこの都市区画整理事業の対象地域として取扱われるべきか、或いは第九条の一項三号に相当するかということに判断すべきだと思ひます。

○石井桂君 今の適当でない地域の御説明に、都市計画緑地と緑地地域と混合して何か私は御説明が承られたのですが、それは都市計画緑地であつて緑地地域ではないんでしようね。緑地地域だと非常に広いから。緑地地域も含まれるのですか「適当でない地域」の中に。都市計画緑地というのと緑地地域と二つありますよ、都市計画には、どつちなんですか、両方ですか。

○政府委員(荒江操一君) 私ども申し上げておりますのは、特別都市計画法の第三条による緑地地域……

○石井桂君 緑地地域は「適当でない地域」というのですか。

○政府委員(荒江操一君) はあ、さように考えております。

○石井桂君 そういたしますと、この適当でない地域が大部分なんですよ。地図を御覧になるとわかりますがね。非常に大きな広さのところですよ。だからそれは何かの間違ひじゃないでしょうか。

○政府委員(荒江操一君) 緑地地域のとり方そのものがこれについては問題があるという点は別でございます。併しながら都市計画法に基く緑地地域としての指定をしてゐるというところは、即ちそれを市街地化しないので緑地として保全するということを一応国の意思として決定しておるものでありますから、それに対しての都市区画整理事業を申請するというのに対しては、これは排除しなければならぬ、こういうことになります。従つてさうな場合に市街地化するほうがむしろ優先すべきであるという考え方をとるならば、全体として緑地地域の指定は解除されるべきだ、こういうふうな考え方をしております。

○石井桂君 よくわかりました。

○三浦辰雄君 さつき田中さんの質問の説明の中で、都市計画区域の中でも外でもいつたように開えたのですけれども、それは中でも外でもじやなくつて、中であらねばならないということだと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(荒江操一君) 私の答弁が間違つておりました。

○三浦辰雄君 そこで大部分は中である。併し実際は区域の指定の際に、どつちにしてもかといふふうなことできめた線というものがあつたのでしようが、そうしたときに今の実態から見ると、当然一応計画の対象としてゐる地域は外だけれども、それは併せてやつたほうが他の公共施設等で、下水とか或いは何かさういつたような施設等が便利だ、尤もだと、線は成るほど客観性を帯びた一応の線を引いた。けれども線の端のほうを主たる区域としてゐる、この仕事で。そうするとやつぱり一度にやつたほうが他の施設の中でよろしい、尤もだといふような場合は、この法律そのものからいふと区域外を限定されてしまつてゐる関係ですけれども、そういう場合はどうなりますか、何かどつつかで許されますか。

○政府委員(荒江操一君) 御質問になつたような場合におきましては、一応都市計画区域としましては、一応市町村の区域を単位としたしておりますけれども、お話のような場合に、それに連擔しておる設定区域外を都市計画、土地区画整理事業の必要のために編入するといふ場合におきましては、これは一応都市計画法のやはり前提に戻り

まして、都市計画法の第二条の第二項、主務大臣が必要と認める場合の規定を援用いたしまして、都市計画の区域を変更決定する、こういう事項があつたと思ひます。

○三浦辰雄君 わかりました。

○木村八郎君 第九条のあれは、一号から四号までの条件がないときにはこれは原則として認可をする。それ以外るときには絶対認可しないといふわけじやないのですか。

○政府委員(荒江操一君) まあ表現が少し、規定の表現としてはおかしなつておりますが、この場合には認可をしない、こういう意味でございます。

○木村八郎君 しないといふことなんでしょうか。

○政府委員(荒江操一君) はあ。

○木村八郎君 一号から四号の事実があるとき以外には認可をしなきやならんといふふうになつてゐますから、そのときにはもう原則として認可をするんだ、当然認可する。併しこういうものが含まれてゐるときには認可をしないという積極的な規定にはどうも受取れない。僕はこれは全然と読んだときには、やはり何か他の条件を考慮すれば認可していいように受取れたのです、これはもうそれ以外のときには原則として認可しなければならぬ、こういう条件が一号から四号までのがあるときにはもう認可しないと、こういうことなんです。それならそれではつきりわかります。

○政府委員(荒江操一君) まあ「申請手続が法令に違反してゐること」といふ場合、まあこれは法令に違反してゐるといふことになつておれば、それは止むを得ません。それは認可するわけ

に行かないのでありますが、あとで補正することも勿論考えられるのでありまして、そういう補正の途はこれは認めておる、こういうことであります。

○田中一君 十条のこの二項ですが、ね、借金の場合ですね、借金の場合、それからこの十三条の二項、すべて「債権者の同意」ということになつておりますが、これはこの事業施行のための借金であつて、そうでないものは、例えば清算金が残つた場合、これに對して別な債権がこゝへ来て、これをどうする、こうする、というように考へておられますか、個人の借金はどうか。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して。それでは次に十条から十三条まで一括して質問をお願いいたします。

○田中一君 大体これは当然な手続が当然に書いてあるのですが……

○木村八郎君 ちよつと参考のために聞きたいのですがね。僕は法文の書き方というのよくわからんのですがね。大体これ以外でもこういう書き方をしているのですか、法文は。

○政府委員(南好雄君) これは計画局長から返事したほうがいいのでありますが、昔私たちがやつておつたときには、こういう場合には行政官庁に権限を持たせまして逆に書いておつたのであります。ところが行政官庁の裁量行為がいけないという終戦後の考え方、国民の権利は尊重しなければならぬ。権利を認める場合には、どうしてもできないもの以外には、その裁量のあるかのごとくに行政官庁を振舞わして、国民の権利を侵害してはならない、こういう書き方に最終戦

後は直つたのであります。

○田中一君 十条のこの二項ですが、ね、借金の場合ですね、借金の場合、それからこの十三条の二項、すべて「債権者の同意」ということになつておりますが、これはこの事業施行のための借金であつて、そうでないものは、例えば清算金が残つた場合、これに對して別な債権がこゝへ来て、これをどうする、こうする、というように考へておられますか、個人の借金はどうか。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して。それでは次に十条から十三条まで一括して質問をお願いいたします。

○田中一君 大体これは当然な手続が当然に書いてあるのですが……

○木村八郎君 ちよつと参考のために聞きたいのですがね。僕は法文の書き方というのよくわからんのですがね。大体これ以外でもこういう書き方をしているのですか、法文は。

○政府委員(南好雄君) これは計画局長から返事したほうがいいのでありますが、昔私たちがやつておつたときには、こういう場合には行政官庁に権限を持たせまして逆に書いておつたのであります。ところが行政官庁の裁量行為がいけないという終戦後の考え方、国民の権利は尊重しなければならぬ。権利を認める場合には、どうしてもできないもの以外には、その裁量のあるかのごとくに行政官庁を振舞わして、国民の権利を侵害してはならない、こういう書き方に最終戦

後は直つたのであります。

○田中一君 十条のこの二項ですが、ね、借金の場合ですね、借金の場合、それからこの十三条の二項、すべて「債権者の同意」ということになつておりますが、これはこの事業施行のための借金であつて、そうでないものは、例えば清算金が残つた場合、これに對して別な債権がこゝへ来て、これをどうする、こうする、というように考へておられますか、個人の借金はどうか。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して。それでは次に十条から十三条まで一括して質問をお願いいたします。

○田中一君 大体これは当然な手続が当然に書いてあるのですが……

○木村八郎君 ちよつと参考のために聞きたいのですがね。僕は法文の書き方というのよくわからんのですがね。大体これ以外でもこういう書き方をしているのですか、法文は。

○政府委員(南好雄君) これは計画局長から返事したほうがいいのでありますが、昔私たちがやつておつたときには、こういう場合には行政官庁に権限を持たせまして逆に書いておつたのであります。ところが行政官庁の裁量行為がいけないという終戦後の考え方、国民の権利は尊重しなければならぬ。権利を認める場合には、どうしてもできないもの以外には、その裁量のあるかのごとくに行政官庁を振舞わして、国民の権利を侵害してはならない、こういう書き方に最終戦

後は直つたのであります。

○田中一君 十条のこの二項ですが、ね、借金の場合ですね、借金の場合、それからこの十三条の二項、すべて「債権者の同意」ということになつておりますが、これはこの事業施行のための借金であつて、そうでないものは、例えば清算金が残つた場合、これに對して別な債権がこゝへ来て、これをどうする、こうする、というように考へておられますか、個人の借金はどうか。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して。それでは次に十条から十三条まで一括して質問をお願いいたします。

○田中一君 大体これは当然な手続が当然に書いてあるのですが……

○木村八郎君 ちよつと参考のために聞きたいのですがね。僕は法文の書き方というのよくわからんのですがね。大体これ以外でもこういう書き方をしているのですか、法文は。

○政府委員(南好雄君) これは計画局長から返事したほうがいいのでありますが、昔私たちがやつておつたときには、こういう場合には行政官庁に権限を持たせまして逆に書いておつたのであります。ところが行政官庁の裁量行為がいけないという終戦後の考え方、国民の権利は尊重しなければならぬ。権利を認める場合には、どうしてもできないもの以外には、その裁量のあるかのごとくに行政官庁を振舞わして、国民の権利を侵害してはならない、こういう書き方に最終戦

後は直つたのであります。

○田中一君 十条のこの二項ですが、ね、借金の場合ですね、借金の場合、それからこの十三条の二項、すべて「債権者の同意」ということになつておりますが、これはこの事業施行のための借金であつて、そうでないものは、例えば清算金が残つた場合、これに對して別な債権がこゝへ来て、これをどうする、こうする、というように考へておられますか、個人の借金はどうか。

と、余つたときに、まあ一人の場合はどつちでもいいでしょうけれども、二人、三人、数人でやつた場合には、これは代表もくそもないので、共同です。それから、個人です。それは誰か代表者で、金が残つたときにはその金を別な債権者が取りに来て清算を終了しない、という場合なんがあるのじやないですか。そのとき、これは事業遂行のためのものならこれはそのままで処理する、というように形で、その事業を守らないでいいのですか。

○政府委員(深川タマエ君) 清算といひましては、その事業に要した資金とそれから事業のための借入金と、この見合いの上で清算をやるという前提の上に立つておられますか、従つてその際に事業遂行のために借入金債権者と言ひますが、そういう債権者の介入することは清算の方法としては先ず考へられない。清算をする以上は事業のための借入金、それから事業の現実に要した金、こういう関係において清算されるべきだと思います。それで清算された結果をどういうふうに分けるか、そのことは、これは数人集つた場合におきましては規約の中で定めるべきものだと、こういうふうに考へております(異議なしと呼ぶ者あり)。

○委員長(深川タマエ君) 次は第二節の第一款でございますが、これは十六ページから二十三ページまで続いておりますのを一括して御質問下さい。

○田中一君 そうすると第一款だけやるのですか。異議なし。

○委員長(深川タマエ君) どうぞ御質問下さい。

○田中一君 やりますがね。時間も時

間ですから、どうです……。

○委員長(深川タマエ君) そうですね、適當なところで……。それでどういたしますか、十六ページまでの質問で一応今日は散会するということにいたしますか。

○田中一君 今後は一款ごとにやろう。

○委員長(深川タマエ君) そういたします。

○委員長(深川タマエ君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

四月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建設機械抵当法案

建設機械抵当法案

建設機械抵当法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2 前項の機械類の範囲は、政令で定める。

(所有権保存登記)

第三条 建設機械については、建設法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に對抗することのできる所有権を有するものの申請により、所有

権保存の登記をすることができ。但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

2 質権又は差押、仮差押若しくは仮処分目的となつていない建設機械については所有権保存の登記がされたときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対しては、効力を生じない。

(打刻)

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、建設大臣の行方記号の打刻又はすでに打刻された記号の検認を受けなければならない。

2 前項の記号の打刻及び検認に關し必要な事項は、政令で定める。

3 建設大臣は、政令の定めるところにより、第一項に規定する打刻又は検認に關する事務を都道府県知事に委任することができる。

4 何人も、第一項の規定により打刻した記号を損壊してはならない。

(抵当権の目的)

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができ。

(抵当権の内容)

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械(以下「抵当建設機械」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

権保存の登記をすることができ。但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

2 質権又は差押、仮差押若しくは仮処分目的となつていない建設機械については所有権保存の登記がされたときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対しては、効力を生じない。

(打刻)

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、建設大臣の行方記号の打刻又はすでに打刻された記号の検認を受けなければならない。

2 前項の記号の打刻及び検認に關し必要な事項は、政令で定める。

3 建設大臣は、政令の定めるところにより、第一項に規定する打刻又は検認に關する事務を都道府県知事に委任することができる。

4 何人も、第一項の規定により打刻した記号を損壊してはならない。

(抵当権の目的)

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができ。

(抵当権の内容)

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械(以下「抵当建設機械」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(對抗要件等)

第七條 既登記の建設機械の所有権及び抵当権の得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に對抗することができない。

2 建設機械登記簿は、一個の建設機械につき一用紙を備える。

(登記用紙の閉鎖)

第八條 建設機械の所有権保存の登記後三十日以内に抵当権設定の登記がされないとき、又は抵当権の登記が全部まつ消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がされないときは、登記官又は、当該建設機械の登記用紙を閉鎖しなければならない。但し、所有権の登記以外の登記があるときは、この限りでない。

(政令への委任)

第九條 この法律に定めるもののほか、建設機械の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第十條 抵当権は、抵当建設機械に附加して一体となつてゐる物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定がある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第十一條 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当建設機械の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第十二條 抵当権は、抵当建設機械

の売却、賃貸、滅失又は損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に對しても、これを行使することができる。この場合において、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第十三條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の履行によつて抵当建設機械の所有権を失つたときは、保証債務に関する規定に従ひ、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十四條 數個の債権を担保するため同一の建設機械につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

(先取特権との順位)

第十五條 同一の建設機械につき抵当権及び先取特権が競合する場合に、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十六條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。但し、それ以前の定期金についても満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分につ

いても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができない。

(抵当権の処分)

第十七條 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することが出来る。

2 前項の場合において、抵当権者が數人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした附記の前後による。

第十八條 前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七條の規定に従ひ、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の同意を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

(代価弁済)

第十九條 抵当建設機械を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第二十條 抵当建設機械を取得した第三者が抵当建設機械につき必要費又は有益費を出したときは、民法第九百九十六條の區別に従ひ、抵

当建設機械の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代価の配当)

第二十一條 債権者が同一の債権の担保として數個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各建設機械の価格に應じてその債権の負担を分ける。

2 ある抵当建設機械の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の抵当建設機械につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行使することが出来る。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記することが出来る。

(一般財産からの弁済)

第二十二條 抵当権者は、抵当建設機械の代価で弁済を受けない債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当建設機械の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の各債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

(時効による消滅)

第二十三條 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十四條 債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当建設機械につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十五條 既登記の建設機械は、質権の目的とすることができない。

(既登記の建設機械に対する強制執行等)

第二十六條 既登記の建設機械に対する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、既登記の建設機械の競売について準用する。

(補則)

第二十七條 第二条第二項の規定に基く政令の改正により新たに建設機械となつたもので、その改正の際現に道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)により所有権の登録を受けてゐるものは、その登録がある間は、同条に規定する建設機械でないものとみなす。

2 第二条第二項の規定に基く政令の改正により建設機械でなくなつたもので、その改正の際現に所有者の登記があるものは、その登記がある間は、同条に規定する建設機械とみなす。

第二十八條 この法律で政令又は最高裁判所の定めるところに委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

（罰則）

第二十九條 第四條第四項の規定に違反して記号をき損した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 競売を免れる目的をもつて抵当建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定める。

2 自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、特殊自動車で建設機械抵当法（昭和二十九年法律第号）第二条に規定する建設機械であるものを除く。

（道路運送車両法の改正）

3 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

第九十七條に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、自動車抵当法第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

（経過規定）

4 この法律の施行の際現に道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械については、その登録がある間は、なお、従前の例による。

5 陸運局長は、この法律の施行の日から十五日以内に、前項に規定する建設機械の自動車登録原簿の謄本を建設大臣に送付しなければならない。

6 陸運局長は、附則第四項に規定する建設機械について道路運送車

第三十條七 建設機械ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 抵当権ノ取得

二 抹消シタル登記ノ回復

三 仮登記

四 附記登記

五 登記ノ更正、変更又は抹消

（担保附社債信託法の改正）

9 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四 建設機械抵当

（国税徴収法の改正）

10 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ三第一項中「若ハ船舶」を「船舶若ハ登記シタル建設機械」に改める。

（建設省設置法の改正）

両法第十五條又は第十六條の規定によるまつ消登録をしたときは、その旨を、遅滞なく、建設大臣に通知しなければならない。

7 建設大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、前項の規定による通知を受けるまでは、第四條の規定による打刻をすることができない。

（登録税法の改正）

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條ノ六の次に次の一條を加える。

第三十條七 建設機械ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税

價権金額 千分ノ三

建設機械每一箇 金三十円

建設機械每一箇 金三十円

建設機械每一箇 金三十円

建設機械每一箇 金三十円

建設機械每一箇 金三十円

11 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十五號の二の次に次の一号を加える。

二十五の三 建設機械抵当に關すること。

第四條第二項中「第二十五號、第二十五號の二」を「第二十五號から第二十五號の三まで」に改める。